

昭和三十九年厚生省令第三十二号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則
母子福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十四条第三項及び母子福祉法施行令（昭和三十一年政令第二百二十四号）第二十三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、母子福祉法施行規則を次のように定める。

（法第六条第六項第一号に規定する内閣府令で定める法人等）

第一条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下「法」という。）

第六条第六項第二号に規定する内閣府令で定める法人は、次の各号に掲げる法人とし、同項第二号に規定する内閣府令で定める役員は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める役員とする。

一 公益社団法人又は公益財団法人 理事

二 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものの理事

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的とせず、かつ、その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）

（1）その定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること。

（2）その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。

（i）公益社団法人又は公益財団法人

（ii）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまでに掲げる法人

（3）（1）及び（2）の定款の定めに反する行為（（1）、（2）及び（4）に掲げる要件の全

てに該当していた期間において、剩余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。

（4）各理事（清算人を含む。以下この（4）及びロ（7）において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と次に掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

（i）当該理事の配偶者

当該理事の三親等以内の親族

当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（ii）当該理事の使用者

当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（iii）（iv）（v）等以下の親族

（i）から（v）までに掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

（vi）（i-i-i）から（v）までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

ロ その事業を運営するための組織が適正である法人であつて次に掲げる要件を全て満たすもの（清算中に次に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。）

（1）その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

（2）その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを持む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。

その主たる事業として収益事業を行つていないこと。

（3）その定款に特定の個人又は団体に剩余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

（4）その定款に特定の個人又は団体に剩余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

（5）その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、イ（2）（i）若しくは（i-i）に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

（6）（1）から（5）まで及び（7）に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剩余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

（7）各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事とイ（4）（i）から（v-i）までに掲げる特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

三 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人理事

（法第十五条に規定する内閣府令で定める方法）

第一条の二 法第十二条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、同条第一項に規定する自立促進計画の素案及び当該素案に対する意見の提出方法、提出期限、提出先その他の意見の提出に必要な事項を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な手段により住民に周知する方法とする。

（法第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員）

第一条の三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下「令」という。）第九条第四項に規定する内閣府令で定める役員は、社会福祉法人にあつてはその理事とし、第一条各号に掲げる法人にあつてはその区分に応じ、当該各号に定める役員とする。（母子福祉資金貸付金の貸付業務の報告）

第一条の四 令第二十四条の規定による母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、貸付業務成績書を内閣総理大臣に提出するものとする。

内閣総理大臣は、前項に掲げるもののほか、母子福祉資金貸付金の貸付業務の状況に関する報告と認める書類の提出を求めることがある。

（法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める場所）

第一条の五 法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次のとおりとする。

一 家庭生活支援員（法第十七条第一項に規定する便宜を供与する者をいう。）の居宅

二 法第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子」）現に児童を扶養しているもの）が職業訓練を受けている場所

三 前二号に掲げる場所のほか、法第十七条第一項に定める便宜を適切に供与することができる

（法第十七条第一項に規定する内閣府令で定める便宜）

一 乳幼児の保育場所

二 食事の世話

三 入浴、排せつ等の介護（前二号に掲げる便宜を除く。）

- 四 洗濯、掃除等の家事（第二号に掲げる便宜を除く。）
- 五 専門的知識をもつて行う生活及び生業に関する助言及び指導
- 六 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- （法第十八条に規定する内閣府令で定める場合）
- 第二条の二** 法第十八条に規定する内閣府令で定める場合は、当該措置に係る者が都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域に係る部分を除く。）、市町村の区域又は福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。第六条の五において同じ。）の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地を移した場合とする。
- （母子家庭日常生活支援事業の開始の届出）
- 第三条** 法第二十条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 条例、定款その他の基本約款
- 三 職員の定数及び職務の内容
- 四 主な職員の氏名及び経歴
- 五 事業開始の予定年月日
- 二 国及び都道府県以外の者は、法第二十条の届出を行おうとするときは、収支予算書及び事業計画書を当該都道府県知事に提出しなければならない。
- 第四条** 法第二十条の規定による届出をした者は、前条第一項各号に掲げる事項（同項第四号に掲げる事項を除く。）に重大な変更を加えたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。
- （法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項）
- 第五条** 法第二十一条に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 廃止又は休止しようとする年月日
- 二 廃止又は休止の理由
- 三 休止しようとする者にあつては休止の予定期間（身分を示す証明書の様式）
- 第六条 法第二十一条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、別記様式による。
- （法第二十八条第三項に規定する内閣府令で定める事業）
- 第六条の二** 法第二十八条第二項に規定する事業は、次のとおりとする。
- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 三 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 四 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 五 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- （法第三十条第三項に規定する内閣府令で定める者）
- 第六条の三** 法第三十条第三項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事が同条第二項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。
- 第六条の四** 削除
- （法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練）
- 第六条の五** 法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練は、配偶者のない女子で現に児童扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する訓練として都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は福祉事務所を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）が指定するものとする。
- （母子家庭自立支援教育訓練給付金の手続）
- 第六条の六** 法第三十一条第一号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）の支給を受けようとする配偶者のない女子で現に児童扶養

- しているもの（以下この条から第六条の九までにおいて「受給希望者」という。）は、当該受給希望者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）その他必要な事項を記載した申請書をその住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、前条に規定する指定の申請をしなければならない。
- （前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。）
- 一 当該受給希望者が児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合は、前々年とする。以下この号及び第六条の八第二項第一号において同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条及び第四条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）並びに児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第九条第一項に規定する扶養親族等（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）がある者）があつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者があつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにできる書類をもつて代えることができる。）
- 二 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類（同法に規定する控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者があつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにできる書類をもつて代えることができる。）
- 三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納稅義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類（同法に規定する控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者があつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにできる書類をもつて代えることができる。）
- 第六条の七** 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が第六条の五に規定する教育訓練を受けることがその雇用の安定及び就職の促進を図るために必要であるか否かを調査し、その調査に基づき必要があると認めるときは、速やかに、当該受給希望者が受けるべき教育訓練の講座の指定をしなければならない。
- （前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。）
- 一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
- 二 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の前年の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）があつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにできる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者があつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにできる書類をもつて代えることができる。）

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第一項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

六 三
当該指定講座の入学料及び授業料の領収書の写し

第一項の申請は、当該指定講座を修了

ただし、又むを得ない事由があるときは、この限りではない。

七条第一項及び第二項の支給要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、速やかに、母

子家庭自立支援教育訓練給付金を支給し、又はしないことの決定を行わなければならない。

前項の決定を行つたときは、過溝なくその旨を当該受給希望者は通知しなければならない。

(法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格)

法第三十一条第二号に規定する内閣府令で定める資格は、配偶者のない女子で現

に児童を扶養しているものの就職を容易にするために必要な資格として都道府県知事等が定めるものとする。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金の手続)

六条の十 法第三十一条第二号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「母子家庭高

等職業訓練促進給付金」という)の支給を受けることとする。配偶者のない女子で現に児童を扶養してゐるもの(以下この条から第六条の十一までにおひて「受給希望者」といふ)は、同号に

規定する養成機関（次項、第六条の十四第一項及び第六条の十六において「養成機関」という。）

において修業を開始した日以後に、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書類を提出する。三行目³に「申請料」と記入して提出して下さい。

書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して支給の申請をしなければならない。

前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯主の戸籍の謄本又は抄本

二、当該受給希望者の児童扶養手当証書の廃し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）

又は当該受給希望者の前年（一月から七月までの間に申請する場合にあつては、前々年とす

る。以下この号において同じ。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に

規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る）。老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び歴つての市町村長の證明書（同法に規定する空余対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）

る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにことができる書類及び

当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する

同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての正明書を提出する二点ができない、場合これは、当該正明書は当該

（三語二語の三語）
（前以ておながの別いへいの語田書を找出でることができない場合に、事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。）

三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者

四 に該当する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

四
令第二十九条第三項第一号に掲げる者は、ては、当該受給者、皇室及び三諸受給者、皇室との同一の世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税

(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面

五 養成機関における在籍に関する説明書（第六条の十四第一項において「在籍説明書」という。）

都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

八条の十二 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給は、受給希望者が第六条の十一第一項の申請をした日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
八条の十三 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けている配偶者のない女子で現に児童扶養しているもの（以下この条から第六条の十五までにおいて「受給者」という。）は、支給を扶養するため必要があると認めるときは、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る要件に該当しなくなつたとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る要件に該当しなくなつたときは、十四日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

八条の十四 都道府県知事等は、受給者の養成機関における在籍状況、修得単位の状況又は出席状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、在籍証明書及び養成機関における修得単位の証明書の提出又は出席状況の報告を求めることができる。

都道府県知事等は、受給者の所得の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者に対し、児童扶養手当証書又は所得の額等についての市町村長の証明書の提出を求めることができる。

都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給者に通知しなければならない。

八条の十六 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の手続

都道府県知事等は、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者の市町村民税の課税の状況を確認するため必要があると認めるときは、当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に児童扶養するため必要があると認めるときは、当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に児童扶養しているもの（以下この条及び次条において「受給希望者」という。）は、養成機関において課程を修了後、当該受給希望者の個人番号その他必要な事項を記載した申請書を当該受給希望者の住所地を管轄する都道府県知事等に提出して、支給の申請をしなければならない。

前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。

当該受給希望者及びその扶養している児童の戸籍の謄本又は抄本（養成機関における修業を開始した日（次号において「修業開始日」という。）及び当該養成機関における課程を修了した日（以下この条において「修了日」という。）における状況を明らかにできるものに限る。）

一 当該受給希望者の児童扶養手当証書の写し（八月から十月までの間に申請する場合を除く。）又は当該受給希望者の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることについては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含み、同法に規定する同一生計配偶者がある者にあつては、やむを得ない理由により当該者の有無及び当該者が七十歳以上であるかの別についての証明書を提出することができない場合には、当該証明書は当該事実を明らかにすることができる書類をもつて代えることができる。（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年とする。）の状況を明ら

- 三 当該受給希望者が児童扶養手当法施行令第四条第一項第三号に規定する所得割の納税義務者に該当する者は、当該事実を明らかにすることができる書類

四 受給希望者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

五 令第二十九条第四項第一号に掲げる者にあつては、当該受給希望者及び当該受給希望者と同一の世帯に属する者の市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書面（修了日の属する年度（修了日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

六 当該課程の修了証明書の写し

3 第一項の申請は、修了日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第六条の十七 都道府県知事等は、前条第一項の申請があつた場合には、当該受給希望者が令第二十九条第二項及び第三項の支給要件並びに同条第四項の給付金の額に関する事項を調査し、その調査に基づき、速やかに、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の可否及び支給する場合における給付金の額の決定を行わなければならない。

2 都道府県知事等は、前項の決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該受給希望者に通知しなければならない。

（法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者）

第六条の十七の二 法第三十一条の五第二項に規定する内閣府令で定める者は、都道府県知事又は市町村長が同条第一項各号に掲げる業務を適切に行うことができると認めた者とする。

第六条の十七の三 第一条の四の規定は、父子福祉資金貸付金の貸付けについて準用する。この場合において、同条第一項中「第二十四条」とあるのは、「第三十一条の七において準用する令第二十四条」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の七第一項に規定する内閣府令で定める場所等）

第六条の十七の四 第一条の五から第六条までの規定は、父子家庭日常生活支援事業について準用する。この場合において、第一条の五中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十一条の七第一項」と、同条第二号中「第六条第一項」とあるのは、「第六条第二項」と、「する配偶者のない女子」とあるのは、「する配偶者のない男子」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」と、第二条中「第十七条第一項」とあるのは、「第三十一条の七第一項」と、「第二条の二中「第十八条」とあるのは、「第三十一条の七第三項において準用する法第十八条」と、「第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは、「第三十二条の七第四項において準用する法第二十条」と、第五条中「第二十一条」とあるのは、「第三十二条の七第四項において準用する法第二十二条」と、「第六条中「第二十二条第二項」とあるのは、「第三十二条の七第四項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。

（法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業）

第六条の十七の五 第六条の二の規定は、法第三十一条の八において準用する法第二十八条第二項に規定する内閣府令で定める事業について準用する。

（法第三十一条の九第三項において準用する内閣府令で定める者）

第六条の十七の六 第六条の三の規定は、法第三十一条の九第三項に規定する内閣府令で定めについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（法第三十一条の十において読み替えて準用する法第三十一条第一号に規定する内閣府令で定める教育訓練等）

第六条の十七の七 第六条の五から第六条の十七までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

第三条第三項において準用する法第十八条」と、第三条及び第四条中「第二十条」とあるのは「第三十三条第四項」と、第五条中「第二十一条」とあるのは「第三十三条第五項において準用する法第二十一条」と、第六条中「第二十二条第二項」とあるのは「第二十三条第五項において準用する法第二十二条第二項」と読み替えるものとする。
(法第三十五条第三項に規定する内閣府令で定める者)

(法第三十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める者)

第九条 第六条の十七の二の規定は、法第三十五条の二第一項に規定する内閣府令で定める者について準用する。

(福祉資金貸付金に係る国の貸付けを受ける申請手続)
第十条 都道府県は、法第三十七条第一項の規定による国の貸付けを受けようとするときは、次に

掲げる事項を記載した貸付申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 貸付けを受けようとする金額

三二
貸付業務計画の概要
貸付業務を受けようとする時期
貸付金の支払と利息の支払
貸付金の支払と利息の支払

2 前項の貸付申請書には、特別会計歳入歳出予算に関する書類を添付しなければならない。

第十一條 都道府県知事は、毎会計年度ごとに当該会計年度終了後四月以内に、特別会計歳入歳出決算書の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(福祉資金貸付金の国への償還の手続き)

ときは、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

二 都道府県行はた其事
都道府県が福祉資金貸付金の貸付業務を廃止したときは、令第四十四条の規定による措置をとること、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

一
る。
國に償還した償還金の額

二 償還を行つた期日
三 都道府県が現に貸し付けている福祉資金貸付金の状況及び当該福祉資金貸付金に係る国への

(その他の必要と認められる書類の提出)
償還計画

第十三條 内閣総理大臣は、前三条に定めるもののはか、法第三十七条规定による国の貸付け並びに同条第二項、第四項及び第六項の規定による国への償還に関し、必要と認める書類の

提出を求めることがある。
（大都市の待列）

第十四条 令第四十六条第一項の規定により指定都市が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務を処理する場合においては、第三条第二項（第六条の十七の四及び第七条において準

用する場合を含む。）中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び指定都市」と、「都道府県と知事」とあるのは「指定都市の長」と、第四条（第六条の十七の四及び第七条において準用する

場合を含む。) 中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第十一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十二条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第十三

附 則 (平成二四年六月六日厚生労働省令第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

(母子及び寡婦福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 平成二十二年以前の年の所得に係る母子及び寡婦福祉法施行令第二十八条第一項に規定する常用雇用転換奨励給付金、同令第二十九条第一項に規定する自立支援教育訓練給付金、同令第三十条第一項に規定する高等職業訓練促進給付金及び同令第三十条の二第二項に規定する高等職業訓練修了支援給付金の支給の申請の際に添えるべき書類については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年四月一日厚生労働省令第五二号)

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年八月一日厚生労働省令第一〇一号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日厚生労働省令第一一七号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年九月二八日厚生労働省令第一一七号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第四条中児童扶養手当法施行規

則第三条の五、第四条、様式第一号及び第五号の五の改正規定は、平成三十一年七月一日から、第五条の規定は、平成三十一年十一月一日から、それぞれ施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第二二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。
一 第一条中児童扶養手当法施行規則様式第六号の改正規定及び第二条の規定 令和元年八月一日

附 則 (令和五年三月三一日厚生労働省令第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月二九日内閣府令第七一号) 抄

(施行期日)

この府令は、公布の日から施行する。

別記様式

(表面)

写 真	官 職 又は職名 氏 名 生年月日 母子及び父子並びに寡婦福祉法第22条(同法第31条の7第4項及び第33条第5項において準用する場合を含む。)に定める当該職員であることを証する。	第 号 令和 年 月 日 交付 都道府県知事 (指定都市等の市长)
--------	--	--

(裏面)

母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄) (報告の収取等)	第22条 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定による質問又は立ち入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(父子家庭日常生活支援事業) 第31条の7 (略)	2・3 (略) 4 (略)、第21条から第24条までの規定は父子家庭日常生活支援事業を行う者について、それぞれ準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「父子家庭の」と、(略)と読み替えるものとする。
(寡婦日常生活支援事業) 第33条 (略)	2~4 (略) 5 第21条から第24条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第22条第1項中「母子家庭の」とあるのは「寡婦の」と、(略)と読み替えるものとする。

注意

- 1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この検査証は、官職又は職名に異動を生じ、又は不要となつたときは、すみやかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。